

大阪市こども・子育て支援計画(第2期)における
「市町村こども・子育て支援事業計画」の
中間年の見直しについて

◆国の通知

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当） 令和4年3月18日付け事務連絡
「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」
・どのような方法で見直しを行うかは、今回お示しした算出方法の全体を活用する、一部を活用する
等も含め、地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、各自治体において適切に判断いただきたい。

◆見直し方法について

① 教育・保育（1号・2号・3号）

（1）実績値の把握

市町村計画において設定した提供区域ごとに、教育・保育給付認定区分ごとの子どもの令和3年4月1日時点における実績値に基づくこと。

▶大阪市では、直近の令和4年4月1日時点における実績値を使用する。（1号認定は5月1日時点）

（2）実績値と計画の「量の見込み」との比較

実績値について、教育・保育給付認定区分ごとに、計画の「量の見込み」と比較し10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこと。

（3）要因分析と「量の見込み」の補正

見直しが必要と判断した場合、要因分析を踏まえて、「量の見込み」の補正を行うものとする。

例えば、新型コロナウイルス感染症の影響等による一時的なものかどうかの要因分析が必要。

（4）提供体制の確保内容の変更

「量の見込み」を補正した場合、必要に応じ、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期についても変更を検討するものとする。

② 地域子ども・子育て支援事業

教育・保育の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保内容の変更に併せて、必要に応じて、見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行うこと。

▶大阪市では、直近の実績値に基づき、算出。教育・保育と同様に乖離が大きい場合は見直しを行う。

◆スケジュール

6月16日 令和4年度第1回こども・子育て支援会議において、見直し方法の説明

6月16日以降 大阪市において、量の見込み及び確保の内容に見直しが必要か検討

<量の見込み>

教育・保育 $\frac{\text{令和4年4月1日の実績値}}{\text{令和4年の量の見込み}} \leq 90\%$ 又は $\geq 110\%$ の場合は見直し※1

地域子ども・子育て支援事業 $\frac{\text{令和3年度の実績値}}{\text{令和3年の量の見込み}} \leq 90\%$ 又は $\geq 110\%$ の場合は見直し※1

※1 110%以上でない場合でも100%を超えていれば見直し(増)を行う場合がある。

<確保の内容>

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業共に、量の見込みを見直す場合は、確保の内容についても見直しを検討※2

※2 量の見込みの乖離が90%以下の場合であって、量の見込みを見直す場合でも、実施済の事業については、減らさない。

9月 令和4年度第1回こども・子育て支援会議 教育・保育・子育て支援部会において意見聴取

10月 令和4年度第2回こども・子育て支援会議において、見直し案を審議
(見直しをしない場合も説明)